



亀岡市監査公表 第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、令和 2 年度定期監査及び行政監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和 3 年 6 月 9 日

亀岡市監査委員 関本孝一
亀岡市監査委員 富谷加都子

令和 2 年度定期監査及び行政監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>産業観光部</p> <p>ア 商工観光課</p> <p>クラウドファンディング「京都・カメチケ！」支援金収入について、事後調定が行われていた。</p> <p>地方自治法には、歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならないと定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>イ 農林振興課</p> <p>農用地等証明手数料について、事後調定が行われていた。</p> <p>地方自治法には、歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならないと定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>ウ 農地整備課</p> <p>農道占用料の徴収について、調定金額を誤っているものがあつた。</p> <p>占用料の額及び徴収の方法について準用す</p>	<p>関係規程等を再確認するとともに、適正な事務処理の徹底、実施に努める。</p> <p>事後調定が再び行われないよう、地方自治法に基づき、適正な事務処理の徹底、実施に努める。</p> <p>令和 3 年 2 月 17 日付けで、適正な占用料を記載した変更許可書を交付の上、100円未満切捨てにより、発生した差額未納分 80</p>

<p>る亀岡市道路の占用に関する条例には、徴収する額に10円未満の端数を生じた場合の端数は切り捨てると定められているが、100円未満を切り捨てて徴収されていた。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>健康福祉部</p> <p>ア 健康増進課</p> <p>広域予防接種事業業務委託契約について、ワクチン接種に係る委託単価及び審査支払業務に係る手数料単価の積算根拠が不明確であった。また、必要経費予定額の積算に係る人数の根拠が不明確であった。</p> <p>積算根拠となる資料を伺書に添付するなど根拠を明確にされたい。</p> <p>こども未来部</p> <p>ア 子育て支援課</p> <p>児童扶養手当返還金について、調定処理ができていなかった。</p> <p>地方自治法には、歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならないと定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>円を請求。令和3年3月5日付けで相手方より納入いただいた。</p> <p>ワクチン接種に係る委託単価及び審査支払業務に係る手数料単価の積算根拠、及び必要経費予定額の積算に係る人数の根拠を伺書に添付した。</p> <p>規定に基づき、適正な調定処理を行うよう徹底する。</p>
---	--



亀岡市監査公表 第 7 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和2年度定期監査及び行政監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年6月9日

亀岡市監査委員 関本孝一
亀岡市監査委員 富谷加都子

令和2年度定期監査及び行政監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>上下水道部</p> <p>ア 総務・経営課、お客様サービス課、水道課 (水道事業会計)</p> <p>水道施設に係る行政財産目的外使用料の徴収について、調定金額を誤っているものがあった。</p> <p>亀岡市上下水道事業用行政財産の目的外使用に関する規程には、使用料の額に10円未満の端数が生じる場合は、その端数は切り捨てると定められているが、1円単位まで徴収されていた。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>亀岡市上下水道事業用行政財産の目的外使用に関する規程に基づき、使用料の額に10円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨て、適正な事務処理を徹底する。</p>



亀岡市監査公表 第 8 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和2年度定期監査及び行政監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市病院事業管理者から通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年6月9日

亀岡市監査委員 関本孝一
亀岡市監査委員 富谷加都子

令和2年度定期監査及び行政監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>市立病院（病院事業会計）</p> <p>ア 病院事業用行政財産の目的外使用について、使用許可申請書が提出されておらず、使用許可書の交付も行われていないものが数件あった。</p> <p>亀岡市病院事業用行政財産使用料規程には、行政財産を目的外使用しようとする者は、使用許可申請書を病院事業管理者に提出し、管理者は、その内容について調査し使用許可書により使用を許可すると定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>亀岡市病院事業用行政財産使用料規程に基づき、使用許可申請書を提出させ、使用許可書の交付を行った。</p>



亀岡市監査公表 第 9 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和2年度定期監査及び行政監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市農業委員会長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年6月9日

亀岡市監査委員 関本孝一
亀岡市監査委員 富谷加都子

令和2年度定期監査及び行政監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>農業委員会事務局</p> <p>ア 耕作等証明手数料について、手数料が納付される前に証明書を交付しているものがあった。</p> <p>亀岡市手数料徴収条例には、手数料は、徴収する事項についての申請、交付又は閲覧の際に、申請者からこれを徴収すると定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>亀岡市手数料徴収条例に従い、手数料が納付されたことを確認し、証明書を交付するよう徹底した。</p>